

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年6月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500846号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600062号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年7月1日から平成19年8月1日までの期間、同年9月1日から平成20年8月1日までの期間及び同年9月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月から平成19年7月までは44万円を50万円、同年9月から平成20年7月までは36万円を41万円、同年9月から同年11月までは32万円を36万円とする。

平成18年7月から平成19年7月までの期間、同年9月から平成20年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月から平成19年7月までの期間、同年9月から平成20年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月から平成21年5月までは32万円を36万円、同年6月から同年8月までは32万円を34万円、同年9月から平成22年6月までは28万円を34万円とする。

平成20年12月から平成22年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月から平成22年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日は73万円、平成19年7月15日及び同年12月15日は58万4,000円、平成20年7月15日は51万1,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日は51万1,000円、平成21年7月15日及び同年12月15日は43万8,000円、平成22年7月15日は35万7,000円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日及び平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日及び平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 その他請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月1日から平成20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から平成22年10月21日まで
③ 平成18年12月
④ 平成19年7月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年7月
⑨ 平成21年12月
⑩ 平成22年7月

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ(文書)が年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑩までの各期間に当該2社から支給された賞与及び仮払金が年金記録に反映していないことが分かった。当該2社では、夏期と冬期の年2回の一時金としての賞与のほかに、毎月、仮払金が給与とともに支給されていた。

請求期間①から⑩までの各期間に支給された賞与及び仮払金について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された仮払金が標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された普通預金元帳の写し(以下「入出金記録」という。)により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、請求者に対し給与とともに仮払金が支給されていることが認められる上、当該仮払金について、日本年金機構C事務センターは、賞与ではなく月例の給与であり、標準報酬月額の算定の対象となる報酬であるとしている。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成18年7月1日から平成19年8月1日までの期間、同年9月1日から平成20年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された入出金記録により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成18年7月から平成19年7月までの期間、同年9月から平成20年7月までの期間及び同年9月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月から平成19年7月までは50万円、同年9月から平成20年7月までは41万円、同年9月から同年11月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①のうち、平成18年7月1日から平成19年8月1日までの期間、同年9月1日から平成20年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年12月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業所から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された入出金記録により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる各月において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月から平成22年6月までに係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月から平成21年5月までは36万円、同年6月から平成22年6月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の内容を誤って社会保険事務所に提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑩までの各期間について、請求者は、標準賞与額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間の標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間③から⑥までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業主から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された入出金記録から、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑥までの各期間における賞与支給日について、A社は、「請求期間③は平成18年12月15日、請求期間④は平成19年7月15日、請求期間⑤は同年12月15日、請求期間⑥は平成20年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間③から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年

12月15日は73万円、平成19年7月15日及び同年12月15日は58万4,000円、平成20年7月15日は51万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦から⑩までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書、事業主から提出された賃金台帳及び金融機関から提出された入出金記録から、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦から⑩までの各期間における賞与支給日について、B社は、「請求期間⑦は平成20年12月15日、請求期間⑧は平成21年7月15日、請求期間⑨は同年12月15日、請求期間⑩は平成22年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間⑦から⑩までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳等により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日は51万1,000円、平成21年7月15日及び同年12月15日は43万8,000円、平成22年7月15日は35万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑦から⑩までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年8月1日から同年9月1日までの期間については、前述の賃金台帳等により推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額又は同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため訂正は認められない。

また、請求期間②のうち、平成22年7月1日から同年10月21日までの期間については、前述の賃金台帳等により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料のほかに、仮払金に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、金融機関から提出された入出金記録を見ると、同年7月から同年9月までの各月の仮払金から控除された健康保険料及び厚生年金保険料の合計額と一致する額と、同年10月分給与の支給額とを合わせた額が同年10月27日に入金されており、事業主から請求者に対し、当該期間の仮払金から控除された厚生年金保険料が返金されたことが認められる。

このほか、請求期間②のうち、平成22年7月1日から同年10月21日までの期間において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成20年8月1日から同年9月1日までの期間並びに請求期間②のうち、平成22年7月1日から同年10月21日までの期間について、請求者が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501026号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600063号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月17日の標準賞与額を51万1,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額(51万1,000円)のうち、51万円については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、51万円を超える額(1,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

請求期間の賞与明細書を提出するので、実際に支給された賞与額を請求期間の標準賞与額として記録してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出されたB健康保険組合発行の健康保険被保険者標準賞与額決定通知書、請求者から提出された同健康保険組合発行の健康保険標準賞与額決定証明書等から、同社が、請求者に51万円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を請求期間同時に同健康保険組合に対し行ったことが確認できる。

また、A社は、請求期間当時の賞与の支払に係る届書について、「健康保険組合提出用と社会保険事務所提出用が一体となった複写式であった。」旨回答しているところ、日本年金機構から提出された請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表を見ると、「B健康保険組合経由」の表示が有る上、当該総括表の「賞与を支給した被保険者数」欄に記載されている人数及び「賞与支給総額」欄に記載されている金額は、前述の健康保険被保険者標準賞与決定通知書において確認できる「被保険者」の合計人数(請求者を含む。)及び「決定後の標準賞与額」の合計額(請求者を含む。)と、それぞれ一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間当時、A社は、B健康保険組合を経由して、社会保険事務所(当時)に対し、請求者に51万円の賞与を平成19年7月17日に支払った旨の届出を行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を51万円に訂正し、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者の賞与額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の

額を請求期間の標準賞与額として認定することになるところ、請求者から提出された賞与明細書において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は 51 万 1,000 円である一方、当該明細書に記載されている保険料額（5 万 185 円）から推認される厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は 42 万 5,000 円であり、当該標準賞与額（42 万 5,000 円）は、賞与額に見合う標準賞与額（51 万 1,000 円）及び厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定による上記 1 の記録訂正後の標準賞与額（51 万円）よりも低い額であることから、請求期間については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、請求者の請求期間に係る標準賞与額について、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

- 3 請求者は、請求期間の標準賞与額について、保険給付の計算の基礎となる記録として認められない場合でも、実際に支払われた賞与額に見合う額に訂正してほしい旨主張しているところ、前述のとおり、請求者は、賞与明細書等により、平成 19 年 7 月 17 日に A 社から 51 万 1,000 円の賞与を支給されていたことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を 51 万 1,000 円に訂正し、当該訂正後の標準賞与額（厚生年金保険法第 75 条ただし書きの規定による上記 1 の訂正後の標準賞与額 51 万円を除く。）については、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501083号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600064号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年2月27日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

昭和40年2月27日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年2月27日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年2月27日から同年3月1日まで

昭和38年2月1日にB社からA社に出向し、昭和40年2月末日まで同社に勤務したが、同社における厚生年金保険の資格喪失年月日が同年2月27日になっている。

請求期間について、A社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の回答、B社から提出された請求者に係る人事記録から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し（昭和40年3月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和40年1月の厚生年金保険の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600051号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600060号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年2月
② 平成16年8月
③ 平成17年2月

A社の同僚の賞与支払に係る年金記録が訂正された旨のお知らせ文書が、年金事務所から届いたことから、自身の年金記録を照会したところ、請求期間①、②及び③の各期間に支給された賞与に係る年金記録が無いことが分かった。

請求期間③の給与明細書を所持しており、請求期間①、②及び③の各期間について、賞与の支払及び厚生年金保険料の控除があったと思うので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における平成16年2月(請求期間①)、同年8月(請求期間②)、及び平成17年2月(請求期間③)の賞与支払に係る年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、A社は、商業登記の記録によると、平成21年12月に解散し、平成23年9月に清算終了しているところ、同社の代表清算人は、「代表清算人として保管する資料によると、平成16年2月及び同年8月において、賞与に当たるB手当は、請求者には支給されていない。また、平成17年2月には、458円のB手当が請求者に支給されているが、保険料等の源泉控除は無い。」旨陳述している。

また、請求期間③について、請求期間当時の厚生年金保険法において、被保険者が受けた賞与額に千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて標準賞与額を決定する旨規定されているところ、請求者から提出された給与明細書及び前述の代表清算人が保管する資料に記されているB手当の額は、前述のとおり千円未満であることから、標準賞与額の決定の対象とはならない。

さらに、請求期間①、②及び③の各期間について、A社が請求期間当時に加入していたC健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳には、当該各期間における標準賞与額の記録は見当たらない。

このほか、請求期間①、②及び③の各期間において、請求者に標準賞与額の対象となる賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間①、②及び③の各期間においてA社から標準賞与額の対象となる賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600024号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600061号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(以下「B事業所」という。現在は、C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、B事業所に勤務した請求期間の被保険者記録が無い。同事業所を退職した日は、在職証明書や源泉徴収票にも記載されているとおり、平成7年11月30日であり、本来、同年12月1日を資格喪失日とするべきところ、同事業所の事務員が誤って、同年11月30日を資格喪失日とする手続を行ったものと思われる。

B事業所における退職日は平成7年11月30日なので、請求期間を保険給付の対象となる被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C事業所から提出された請求者の人事記録、請求者から提出された同事業所発行の在職証明書及び支払者がB事業所の平成7年分給与所得の源泉徴収票により、請求者が、同事業所に平成7年11月30日まで在籍していたことが認められる。

しかしながら、C事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、B事業所における請求者の退職日が平成7年11月29日と記されており、当該退職日は、雇用保険の記録及び同事業所における請求者の資格喪失日に係るオンライン記録と整合しており、オンライン記録は事業所からの届出どおり記録されている。

一方、C事業所は、「給与締日は10日、支払日は25日、保険料は翌月控除」とした上で、「請求者の請求期間に係る平成7年11月分の厚生年金保険料を控除した。」旨回答しているが、前述の源泉徴収票に記されている社会保険料等の金額は、オンライン記録における請求者の標準報酬月額に基づく平成6年12月分から平成7年10月分までの社会保険料額(健康保険料及び厚生年金保険料の合算額)に、当該源泉徴収票等から算出される雇用保険料額を加えた額とほぼ符合しており、同事業所の回答及び当該源泉徴収票から判断すると、請求者の給与から平成7年11月分の厚生年金保険料が源泉控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。